

○ 総務省令 第百一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十七日

総務大臣 山本 早苗

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これに加える。

改正案

(具備すべき電波等)

第十二条 デジタル選択呼出装置により通信を行う船舶局は、当該船舶局の区別に従い、次の表に掲げる電波を送り、及び受けることができるものでなければならない。

(略)

2～8 (略)

9 次の表の上欄に掲げる無線設備を備える無線局は、当該無線設備において、それぞれ同表の下欄に掲げる電波を送ることができるものでなければならない。

無線設備	電波の型式及び周波数
携帯位置指示無線標識	A三X電波二二・五MHz及び G一B電波四〇六・〇二五MHz、 四〇六・〇二八MHz、四〇六・ 〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz 又は四〇六・〇四MHz
衛星非常用位置指示無線標識	A三X電波二二・五MHz及び G一B電波四〇六・〇二五MHz、 四〇六・〇二八MHz、四〇六・ 〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz

現行

(具備すべき電波等)

第十二条 (同上)

2～8 (同上)

9 次の表の上欄に掲げる無線設備を備える無線局は、当該無線設備において、それぞれ同表の下欄に掲げる電波を送ることができるものでなければならない。

無線設備	電波の型式及び周波数
携帯位置指示無線標識	A三X電波二二・五MHz及び G一B電波四〇六・〇二五MHz、 四〇六・〇二八MHz、四〇六・ 〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz
衛星非常用位置指示無線標識	A三X電波二二・五MHz及び G一B電波四〇六・〇二五MHz、 四〇六・〇二八MHz、四〇六・ 〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz

	又は四〇六・〇四 MHz
(略)	(略)
設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備	A三X電波二二・五 MHz及びG一B電波四〇六・〇二八 MHz、四〇六・〇三一 MHz、四〇六・〇三七 MHz 又は四〇六・〇四 MHz

10 ～ 13 (略)

(遭難通信等)

第三十六条の二 法第五十二条第一号の総務省令で定める方法は、次の各号に定めるものとする。

一 ～ 四 (略)

五 A三X電波二二・五 MHz 及び二四三 MHz 又はG一B電波四〇六・〇二五 MHz、四〇六・〇二八 MHz、~~四〇六・〇三一 MHz~~、四〇六・〇三七 MHz 若しくは四〇六・〇四 MHz を使用して、次に掲げるものを送信するもの

(1) (略)

(2) G一B電波四〇六・〇二五 MHz、四〇六・〇二八 MHz、~~四〇六・〇三一 MHz~~、四〇六・〇三七 MHz 及び四〇六・〇四 MHz は、別図第五号に定める構成による信号

六 G一B電波四〇六・〇二五 MHz、四〇六・〇二八 MHz、~~四〇六・〇三一 MHz~~、四〇六・〇三七 MHz 又は四〇六・〇四 MHz 及びA三X電波二二・五 MHz を使用して、次に掲げるものを送信するもの

(同上)	(同上)
設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備	A三X電波二二・五 MHz 及びG一B電波四〇六・〇二八 MHz、四〇六・〇三七 MHz 又は四〇六・〇四 MHz

10 ～ 13 (同上)

(遭難通信等)

第三十六条の二 法第五十二条第一号の総務省令で定める方法は、次の各号に定めるものとする。

一 ～ 四 (同上)

五 A三X電波二二・五 MHz 及び二四三 MHz 又はG一B電波四〇六・〇二五 MHz、四〇六・〇二八 MHz、四〇六・〇三七 MHz 若しくは四〇六・〇四 MHz を使用して、次に掲げるものを送信するもの

(1) (同上)

(2) G一B電波四〇六・〇二五 MHz、四〇六・〇二八 MHz、四〇六・〇三七 MHz 及び四〇六・〇四 MHz は、別図第五号に定める構成による信号

六 G一B電波四〇六・〇二五 MHz、四〇六・〇二八 MHz、四〇六・〇三七 MHz 又は四〇六・〇四 MHz 及びA三X電波二二・五 MHz を使用して、次に掲げるものを送信するもの

(1) G-B電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三七MHz、四〇六・〇三七MHz及び四〇六・〇四MHzは、別図第五号に定める構成による信号

(2) (略)

七・八 (略)

2・3 (略)

(1) G-B電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三七MHz及び四〇六・〇四MHzは、別図第五号に定める構成による信号

(2) (同上)

七・八 (同上)

2・3 (同上)

(無線局免許手続規則の一部改正)

第二条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これに加える。

出 発

配 件

別表第二号第3 船舶局（特定船舶局を除く。）及び船舶地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（船舶局については、総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

（略）

20の欄

船舶自動識別装置 [ S ]

F2B ch 70

F1D 156.025—156.5125 MHz, 156.5375—157.425 MHz,  
160.625—160.8875 MHz, 160.9125—160.9625 MHz  
及び 161.5 - 162.025 MHz

12.5kHz 間隔の周波数 182 波

F1D 156.025—156.5 MHz, 156.55—157.425 MHz,  
160.625—160.875 MHz, 160.925—160.9625 MHz  
及び 161.5—162.025 MHz

25kHz 間隔の周波数 91 波

衛星非常用位置指示無線標識 [ N ]

G1B 406.025 MHz 5.0W

G1B 406.028 MHz 5.0W

G1B 406.031 MHz 5.0W

G1B 406.037 MHz 5.0W

別表第二号第3 船舶局（特定船舶局を除く。）及び船舶地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（船舶局については、総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

（同左）

20の欄

船舶自動識別装置 [ S ]

F2B ch 70

F1D 156.025—156.5125 MHz, 156.5375—157.425 MHz,  
160.625—160.8875 MHz, 160.9125—160.9625 MHz  
及び 161.5 - 162.025 MHz

12.5kHz 間隔の周波数 182 波

衛星非常用位置指示無線標識 [ N ]

G1B 406.025 MHz 5.0W

G1B 406.028 MHz 5.0W

G1B 406.037 MHz 5.0W

- G1B 406.04 MHz 5.0W
- A3X 121.5 MHz 0.05W
- 設備規則第 45 条の 3 の 5 に規定する無線設備 [ E ]
- G1B 406.028 MHz 5.0W
- G1B 406.031 MHz 5.0W
- G1B 406.037 MHz 5.0W
- G1B 406.04 MHz 5.0W
- A3X 121.5 MHz 5.0W

別表第二号の三第 3 特定船舶局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式(第 4 条、第 12 条関係)

(略)

22 の欄

- 406.025MHz 406.028MHz 406.031MHz 406.037MHz
- 406.04MHz

- G1B 406.04 MHz 5.0W
- A3X 121.5 MHz 0.05W
- 設備規則第 45 条の 3 の 5 に規定する無線設備 [ E ]
- G1B 406.028 MHz 5.0W
- G1B 406.037 MHz 5.0W
- G1B 406.04 MHz 5.0W
- A3X 121.5 MHz 5.0W

別表第二号の三第 3 特定船舶局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式(第 4 条、第 12 条関係)

(同左)

22 の欄

- 406.025MHz 406.028MHz 406.037MHz 406.04MHz

(無線局運用規則の一部改正)

第三条 無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これに加える。



改正案	現行
<p>(遭難自動通報設備の通報の送信等)</p> <p>第七十八条の二 A三X電波二二・五MHz及び二四三MHzにより送信する遭難自動通報設備の通報は、施行規則第三十六条の二第二項第五号に定める方法により行うものとする。</p> <p>2 G一B電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、<del>四〇六・〇三</del> <del>一</del> MHz 四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz及びA三X電波二二・五MHzを同時に発射する遭難自動通報設備であつて、A三X電波二二・五MHzにより送信する遭難自動通報設備の通報は、施行規則第三十六条の二第二項第六号に定める方法により行うものとする。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(遭難自動通報設備の通報の送信等)</p> <p>第七十八条の二 (同上)</p> <p>2 G一B電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz及びA三X電波二二・五MHzを同時に発射する遭難自動通報設備であつて、A三X電波二二・五MHzにより送信する遭難自動通報設備の通報は、施行規則第三十六条の二第二項第六号に定める方法により行うものとする。</p> <p>3～6 (同上)</p>

(無線機器型式検定規則の一部改正)

第四条 無線機器型式検定規則(昭和三十六年郵政省令第四十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線含む。以下この条において同じ。)を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正案

改正

別表第一号 機器の構造及び性能の条件 (第2条関係)

機種		条件
(略)		(略)
船舶に施設する救命用の無線設備の機器	(略)	(略)
	衛星非常用位置指示無線標識	1 設備規則第45条の2第1項に規定する衛星非常用位置指示無線標識 (1) G1B電波 406.031MHz 及びA3X電波 121.5MHz を使用するものであること。 (2)～(5) (略)
	2 (略)	
	(略)	(略)
(略)		(略)

別表第一号 機器の構造及び性能の条件 (第2条関係)

機種		条件
(同左)		(同左)
船舶に施設する救命用の無線設備の機器	(同左)	(同左)
	衛星非常用位置指示無線標識	1 設備規則第45条の2第1項に規定する衛星非常用位置指示無線標識 (1) G1B電波 406.04MHz 及びA3X電波 121.5MHz を使用するものであること。 (2)～(5) (同左)
	2 (同左)	
	(同左)	(同左)
(同左)		(同左)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

(無線局免許手続規則の一部改正に伴う経過措置)

2 船舶局（特定船舶局を除く。）及び船舶地球局の無線局事項書の様式並びに特定船舶局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式は、この省令による改正後の無線局免許手続規則別表第二号第3及び別表第二号の三第3の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

(無線機器型式検定規則の一部改正に伴う経過措置)

3 この省令の施行の際現に型式検定合格の効力を有する衛星非常用位置指示無線標識及び航空機用救命無線機の機器の型式は、この省令による改正後の検定規則の規定による型式検定に合格したものとみなす。